平成２３年（フ）第１７４９号
京都市山科区北花山大林町69番地の27
債務者　岡田　藤光
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１７７１号
京都市伏見区景勝町７番地12　ハイツ小園301号室
債務者　提中佐和子
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１８３２号
京都府宇治市羽拍子町27番地の59
債務者　平井　久実（旧姓樫原）
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１８４９号
京都府宇治市明星町２丁目６番地の45
債務者　福田ちはる
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１５９９号
堺市西区津久野町２丁12番25―402号
債務者　岩本　綾子
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１６２１号
大阪府松原市北新町５丁目58番地の１　107号
債務者　田中　千栄
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１６２９号
大阪府柏原市玉手町18番50―611号
債務者　齋藤　理恵
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１６４６号
大阪府大阪狭山市池尻北２丁目９番17号102号
債務者　岩橋製作所こと　岩橋　　稔
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１６５９号
大阪府藤井寺市小山藤美町11番１―502号
債務者　京嶋　潤治
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１６９５号
堺市南区槇塚台１丁10番30―302号、前住所大阪府大阪狭山市西山台４丁目２番14―401号
債務者　嶋津　哲也
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１６９８号
堺市東区大美野37番地11　スポット大美野201号、前住所神戸市中央区海岸通４丁目１番12―803号
債務者　増田　敏浩
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１７２２号
堺市西区鳳東町１丁38番地２　３Ｃ・ＮＥＳＴ・ＯＴＯＲＩ・308号
債務者　平林　正年
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１６９号
北海道登別市新川町３丁目16番地25
債務者　蓬田　由美
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第１７４号
北海道登別市新生町２丁目２番地１
債務者　下村　豊子
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第７７号
山形県鶴岡市早田甲86番地３
債務者　本間さち子
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２３年（フ）第８０１号
神奈川県小田原市蓮正寺470番地の103　ハイツ郡平館101
債務者　長峯　健二
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第８０２号
神奈川県足柄上郡山北町向原180番地26
債務者　髙橋　理香
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部